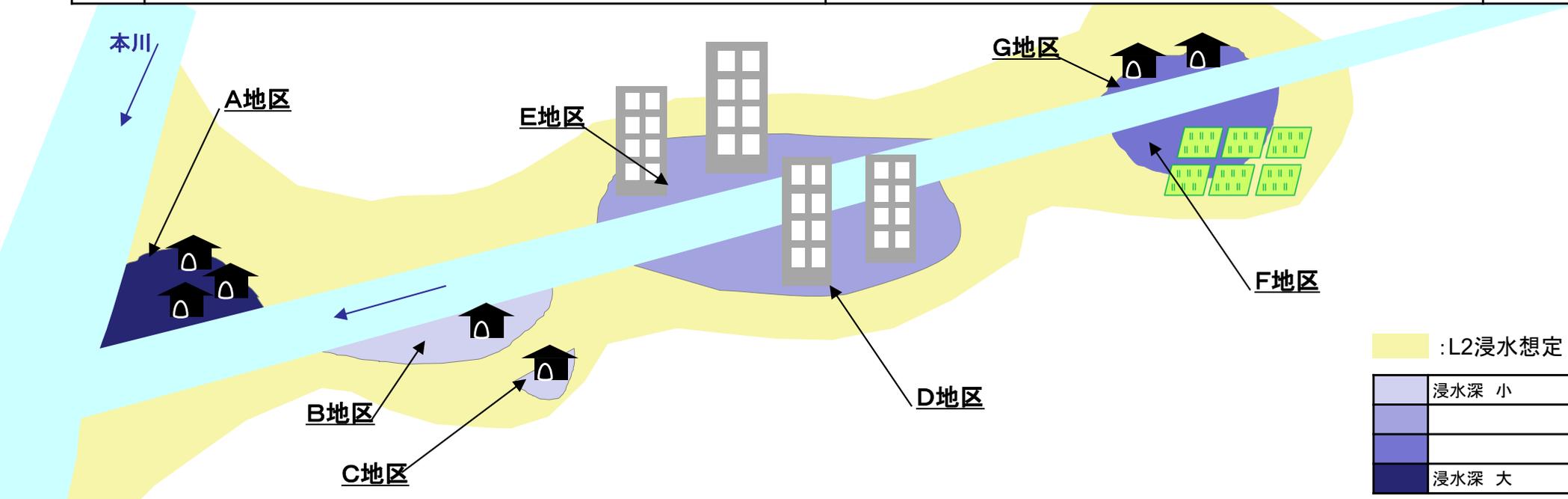


特定都市河川の区域指定の考え方について

流域水害対策計画の策定 土地の利用に関する事項

- 土地の利用に関する事項には、流域水害対策計画に定める都市浸水想定に加えて、都市浸水想定を検討過程で作成した降雨確率規模ごとの浸水範囲、接続する河川等を含む洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図等のハザード情報等を踏まえ、都市浸水想定ブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定める。
- 都市浸水想定区域内において、既に都市的土地利用が一定程度以上進んでいる場合にあっては、当該区域を含む流域の土地利用の現況、人口・資産の集積状況、都市機能上重要な施設の立地状況、警戒避難体制の構築状況等を勘案して評価される水災害リスクを踏まえつつ、当該区域における都市計画、立地適正化計画等にも留意する必要がある。
- 水災害リスクの評価やこれらの計画等にも留意した土地の利用について留意すべき事項の検討に当たっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年5月)」を参考とされたい。

	土地の利用について留意すべき事項	必要な浸水被害対策	備考
(1)	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる	D・E地区
(2)	想定浸水深が大きい人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定すること等により、住民等の生命・身体を保護する	A・G地区
(3)	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する	F地区
(4)	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する	B・C地区



浸水被害防止区域に関する考え方

<指定の対象となる土地>

都市浸水が生じた際に**住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれ**がある土地において、**開発・建築を制限し、事前許可制とする**ことで区域内の住民等の生命・身体を保護するために指定

<具体的な検討プロセス>

1. 流域における水災害リスクを可視化

水害リスクマップ等を踏まえ、概ね20~30年の計画期間における計画対象降雨を決定・**都市浸水想定**を作成

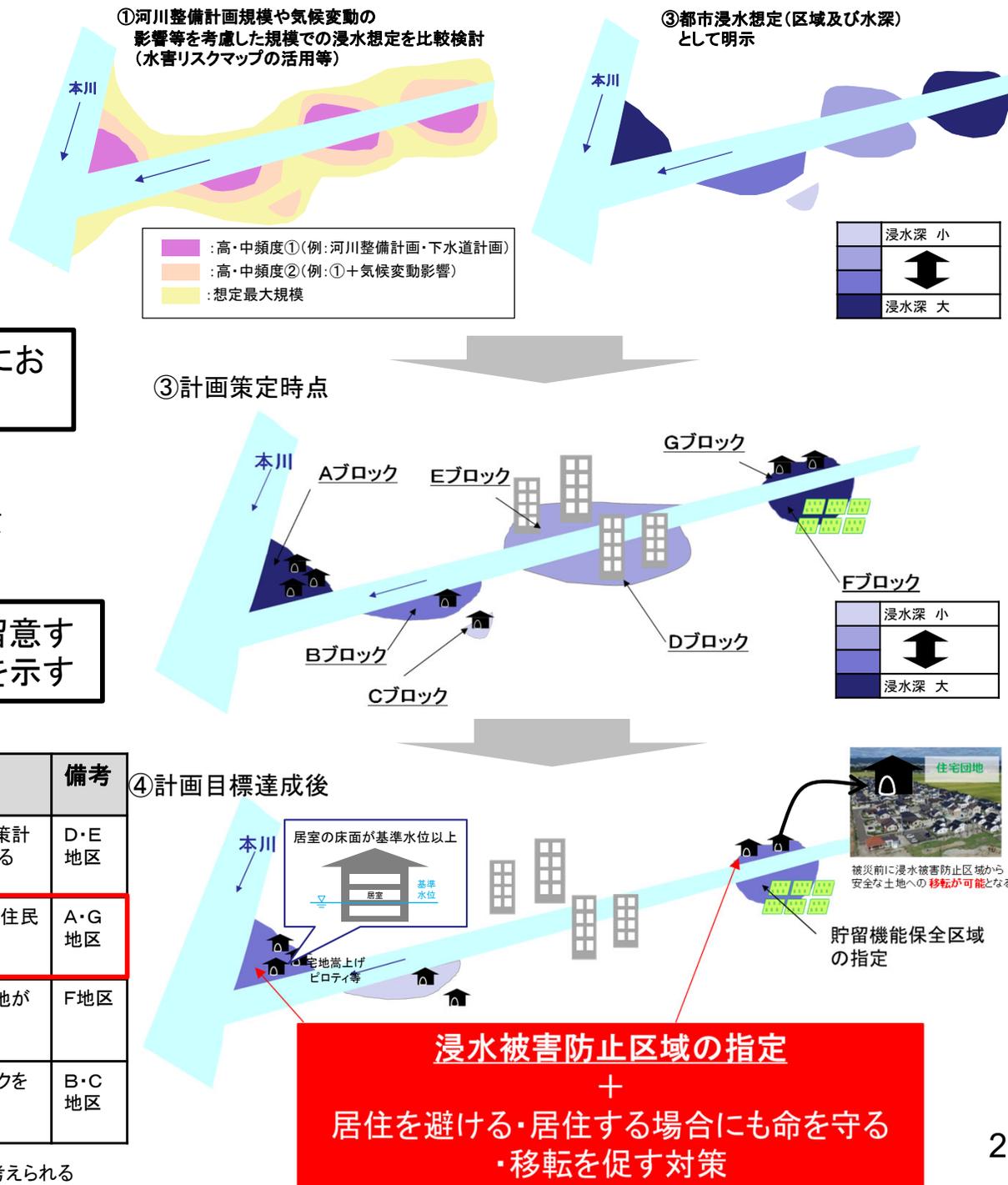
2. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性および流域水害対策内容を検討

都市浸水想定ブロック等ごとに、土地の利用について留意すべき事項及び**土地利用の方向性**に応じた浸水被害対策を示す

<P11より再掲>

土地の利用について留意すべき事項	必要な浸水被害対策	備考
地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる	D・E地区
想定浸水深が大きい人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定すること等※により、住民等の生命・身体を保護する	A・G地区
農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する	F地区
人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する	B・C地区

※立地適正化計画における居住誘導区域から除外する等による目標達成も考えられる



■ : 高・中頻度①(例: 河川整備計画・下水道計画)
■ : 高・中頻度②(例: ①+気候変動影響)
■ : 想定最大規模

浸水深 小
↑ ↓
浸水深 大

浸水深 小
↑ ↓
浸水深 大



貯留機能保全区域の指定

浸水被害防止区域の指定
+
居住を避ける・居住する場合にも命を守る・移転を促す対策

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1 / 4)

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

○ 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



など

特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

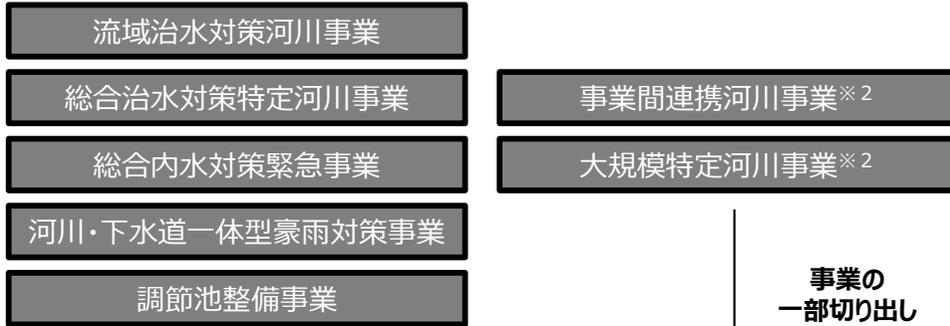
- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

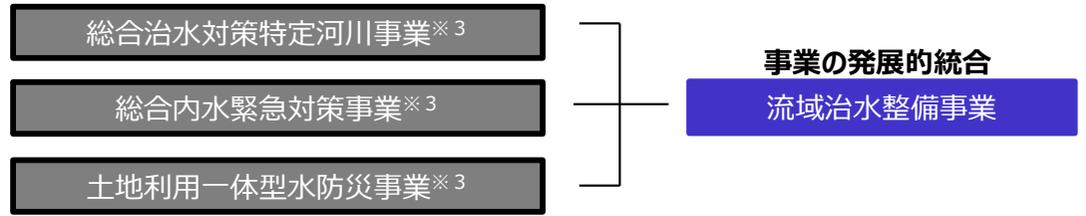
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

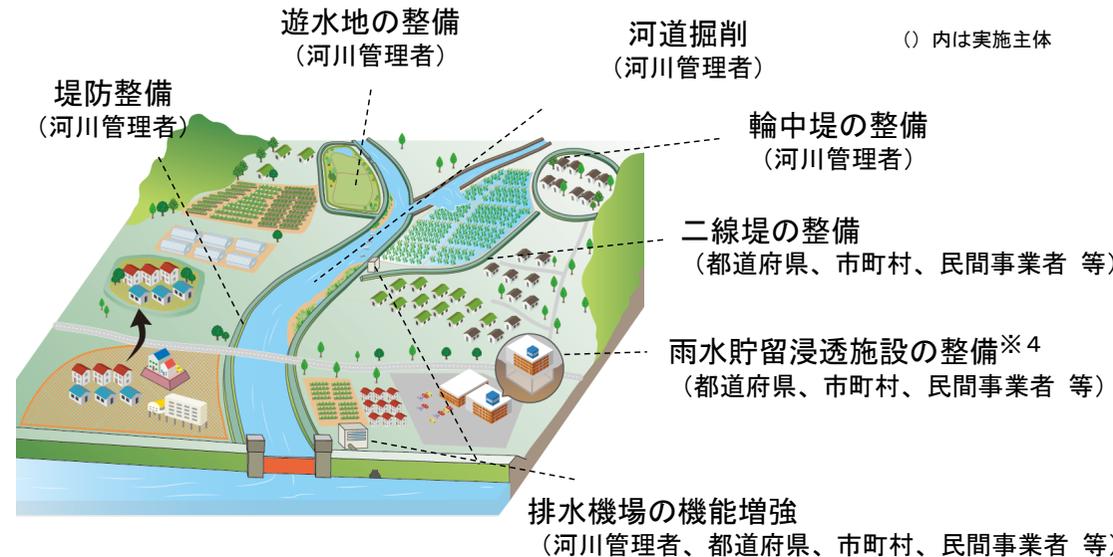
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4 : 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体: 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率: 1/2
 その他支援: 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3/4)(大和川水系大和川等)

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

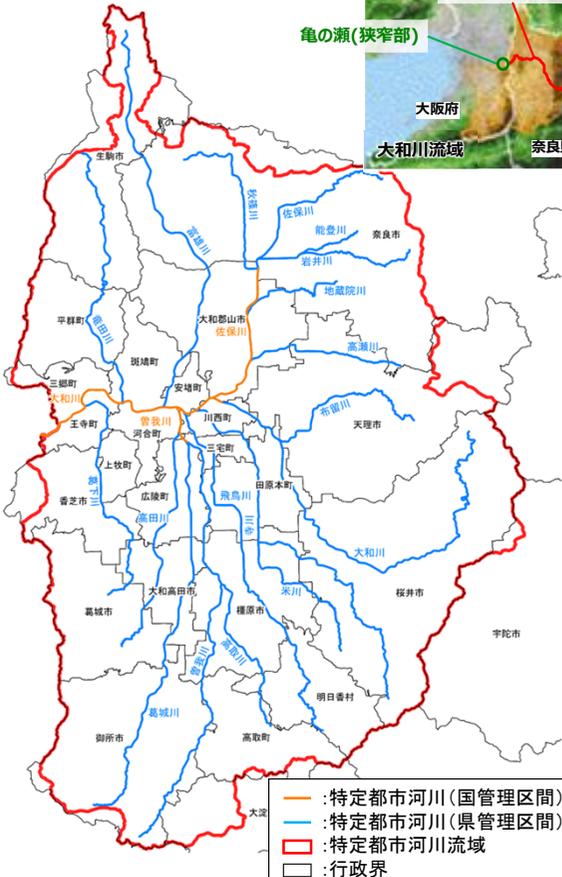
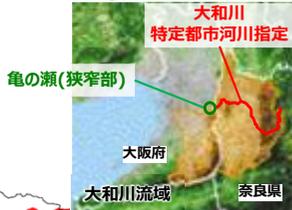
例) 特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等)

大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、「流域治水」を本格的に推進。

特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²(流域内の市町村数 25)

大和川水系流域図



大和川流域総合治水対策の推進 (S60~)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5~)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会 (R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ~流域治水関連法の施行後、全国初の指定~

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

**公共・民間による対策への補助金、
税制優遇等の制度を活用**

**雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の高上げ(補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6~1/2に軽減**



高田土木事務所駐車場地下貯留施設
(大和高田市栄町)



ため池治水利用
(天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた土地利用

- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

<浸水被害防止区域の指定による規制の例>

その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒**床面高さや構造安全の確保が必要**となる
農地における食料品店や診療所の建築
⇒**原則、開発禁止**となる※

※R4.4.1改正都市計画法施行後



市街化編入抑制区域※の指定状況

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

令和4年度
水管理・国土保全局関係
予算概要(令和4年1月)
より抜粋

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の**居住を避ける**

浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に**居住する場合にも命を守る**

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの**移転を促す**

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止

移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助^{※1}

- **令和3年度**より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援^{※2}

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援^{※3}

- **令和4年度**より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加^{※4}

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

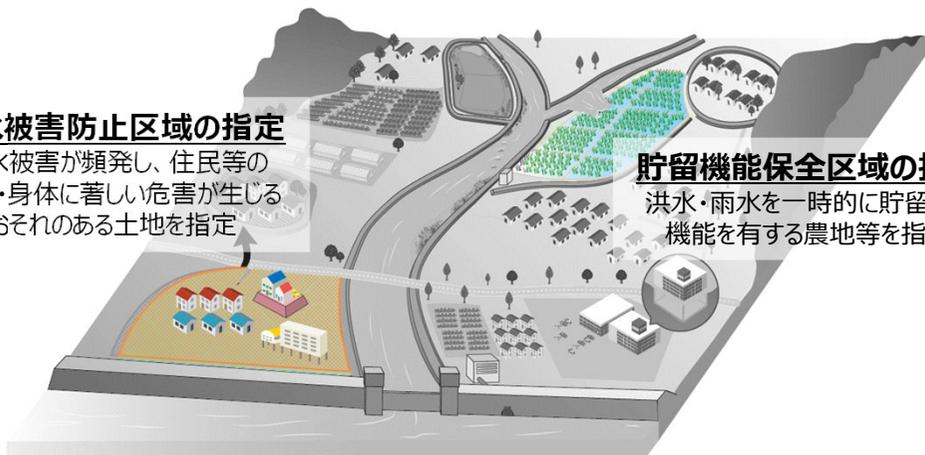
なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定



特定都市河川流域における土地利用

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3[※]⇒1/2)

※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設

